



# 山形県公報

令和6年11月12日(火)  
第554号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………(税 政 課) ……1109
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……1110
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………( 同 ) ……同
- 地域登録検査機関の業務の廃止の届出……………(農業技術環境課) ……1111
- 野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要の公表……………(園芸大国推進課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……1112
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同
- 同……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……1113

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警 察 本 部) ……同

## 告 示

### 山形県告示第785号

山形県県税条例(昭和29年5月県条例第18号)第130条第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 代表者の氏名  | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日   |
|----------|---------|-----------------|-----------|
| 株式会社奥村油店 | 奥 村 健 二 | 上山市二日町1番10号     | 令和6年9月30日 |

### 山形県告示第786号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                        | 事業所の名称及び所在地                                           | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日   |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------|-----|---------|
| 東日本トレード株式会社<br>岩手県盛岡市大新町9番32号                       | ナイスフォーメーション<br>東根市神町北三丁目3番6号                          | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 令和6.9.1 |
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | 就労継続支援（B型）事業所<br>ピース 第Ⅲ楯岡<br>村山市楯岡五日町4番10号<br>村山福祉プラザ | 就労継続支援（B型）  | 10名 | 同 10.1  |

**山形県告示第787号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                        | 事業所の名称及び所在地                                         | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日    |
|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------|----------|
| 社会福祉法人河北町社会福祉協議会<br>西村山郡河北町谷地甲2325番地の2              | 社会福祉法人河北町社会福祉協議会<br>指定居宅介護事業所<br>西村山郡河北町谷地甲2325番地の2 | 重度訪問介護      | 令和6.9.30 |
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F | 就労移行支援事業所<br>ピース 第Ⅱ楯岡<br>村山市楯岡五日町4番10号<br>村山福祉プラザ   | 就労移行支援      | 同        |

**山形県告示第788号**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.40%」を「年0.55%」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年10月21日から適用する。
- 令和6年10月21日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第789号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.40パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和6年10月21日から適用する。
- 令和6年10月21日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2

条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第790号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第8項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり業務を廃止する旨の届出があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 成澤農園有限会社  
 代表取締役 成澤 清賢  
 鶴岡市白山字東木村24番3
- 2 廃止年月日  
 令和6年10月31日

**山形県告示第791号**

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定により樹立した野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画の変更の概要は、次のとおりである。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

変更に係る野菜指定産地の名称並びに当該産地の指定野菜の種別、作付面積、生産数量及び出荷数量

| 野菜指定産地名 | 指定野菜の種別 | 作付面積          |               | 生産数量        |             | 出荷数量        |             |
|---------|---------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|         |         | 現状            | 令和9年における目標    | 現状          | 令和9年における目標  | 現状          | 令和9年における目標  |
| 山形      | 夏秋きゅうり  | ヘクタール<br>86.0 | ヘクタール<br>89.0 | トン<br>2,726 | トン<br>2,981 | トン<br>2,082 | トン<br>2,107 |
| 最上      | 夏秋きゅうり  | 27.0          | 28.6          | 1,316       | 1,477       | 1,082       | 1,175       |
| 鶴岡      | 夏秋きゅうり  | 22.0          | 23.0          | 457         | 540         | 269         | 319         |
| 山形      | 冬春きゅうり  | 15.0          | 19.8          | 1,200       | 1,559       | 1,138       | 1,447       |
| 山形      | 夏秋トマト   | 16.0          | 17.0          | 954         | 1,035.6     | 842         | 858         |
| 最上      | 夏秋トマト   | 19.0          | 22.4          | 1,465       | 1,634       | 1,326       | 1,519       |
| 庄内南部    | 夏秋トマト   | 31.0          | 32.7          | 1,128       | 1,184       | 947         | 995         |
| 最上      | 夏ねぎ     | 41.0          | 44.5          | 1,210       | 1,453       | 1,100       | 1,366       |
| 最上      | 秋冬ねぎ    | 54.0          | 61.1          | 1,290       | 1,452       | 1,082       | 1,259       |
| 庄内南部    | 秋冬ねぎ    | 50.0          | 50.0          | 890         | 890         | 534         | 534         |
| 庄内北部    | 秋冬ねぎ    | 42.0          | 42.0          | 579         | 841         | 400         | 496         |

**山形県告示第792号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町白井新田地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和6年11月5日から同月29日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 

**山形県告示第793号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
長井市成田地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和6年9月1日から同年10月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第794号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市昭和町地内
  - 2 公共測量を実施した期間  
令和6年7月8日から同年10月24日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第795号**

令和6年5月県告示第381号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形河川国道事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
（変更前）西置賜郡小国町沼沢～同郡飯豊町手ノ子地内  
（変更後）西置賜郡小国町沼沢～同郡飯豊町手ノ子、西村山郡西川町砂子関地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
（変更前）令和6年5月7日から同年9月27日まで  
（変更後）令和6年5月7日から同年11月29日まで
-

## 山形県告示第796号

令和6年6月県告示第489号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 公共測量を実施する期間

（変更前）令和6年7月10日から同年9月20日まで

（変更後）令和6年7月10日から同年11月29日まで

---

**公 告**

---

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年11月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察組織犯罪対策情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係  
電話番号023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年10月7日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東京センチュリー株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 70,820,640円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

令和6年11月12日印刷  
令和6年11月12日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県